

物価高騰対応重点支援給付金 （低所得世帯支援）のご案内

- ・物価高騰対応重点支援給付金（低所得世帯支援）は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- ・給付金を受給するためには、申請が必要です。

① 給付金の支給額

1 世帯あたり 3 万円

※子ども加算の対象となる児童については、
1人当たり2万円を追加支給いたします。

② 給付金の支給時期

町が申請書を受理した日から約 1 か月後を目安に支給します。

③ 支給対象となる世帯の要件

- ・基準日（令和6年12月13日）時点で寄居町に住民登録のある世帯
 - ・世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯
 - ・世帯全員が住民税課税の他の親族から扶養を受けていない世帯
 - ・当該給付金を他の市町村から受けたことのない世帯
- 等
その他、詳細に関しては福祉課へお問い合わせください。

④ 手続き方法

- ・「令和6年度寄居町物価高騰対応重点支援給付金（低所得世帯支援）申請書」を記入し、必要書類と一緒に役場福祉課に提出してください。申請書については、福祉課でお渡ししているほか、町公式ホームページからもダウンロードが可能です。

※申請書裏面の【誓約・同意事項】①～⑧すべての項目をご確認いただき、誓約・同意及び署名をしていただいたうえでご申請ください。照会の結果、支給要件に該当することが確認できた場合のみ本給付金の支給を行います。

⑤ 提出期限

令和7年6月30日（月） ※必着（郵送の場合、当日消印有効）

お問い合わせ

寄居町役場福祉課 社会福祉班 受付時間 平日 8:30～17:15
☎ 048-581-2121（内線121・122・125）